

## 委員 長 報 告 書

さる9月15日の本会議において、本委員会に付託された、  
請願第14号 国に対し「適格請求書保存方式（インボイス制度）の実施  
中止を求める意見書」の提出を求める請願について  
を審査するため、9月16日に委員会を開催し、慎重審査の結果、賛成少数  
で不採択とすべきものと決しましたので、以下その概要を報告します。

### 記

請願第14号の主旨は、2023年10月から実施される「適格請求書保存方式（インボイス制度）」について、国に対し実施中止を求める意見書の提出を求めるものである。

委員から、当局に対し、インボイス制度導入後の市と免税事業者との取引について ただしがあり、一般会計については、消費税が免税となっていることから影響はないと考えている。特別会計については、少額の工事で影響があることも考えられるが、課税事業者かそうでないかによる取引の制限はないと考えている との答弁がありました。

市はインボイス制度に対応するための経費にかかる支援を国に対し要望しているか とのただしがあり、現在、要望は行っていないが、今後の地方交付税等の措置状況によっては考えられる との答弁がありました。

討論に入り、採択することに賛成の立場から、インボイス制度によって中小・零細企業は事業を続けるかどうかの選択を迫られ、小規模な事業者の多くが廃業に追い込まれてしまうことから本制度は中止にすべきと考えるため、本請願に賛成する との討論がありました。

採択することに反対の立場から、本請願の主旨はインボイス制度の中止を求めるものであるが、多くの他団体が求めている、制度の凍結や延期、見直しなども含め、今後の動向を見極めていくべきであるため本請願に反対する との討論がありました。